

第2期真庭市議会活性化VX
(Visual control Transformation)
～見てもらえる議会をめざして～

2023年3月

真庭市議会

目次

1	改訂の背景	2
2	定義	4
3	活性化項目・評価項目	6
4	資料	10



真庭市議会 ホームページ
CITY MANIWA Council Website



真庭市議会 広報紙
CITY MANIWA Council Public relations



真庭市議会 フェイスブック
CITY MANIWA council Facebook

1 改訂の背景

平成24年12月に制定した議会基本条例第2条において、議会の活動の原則を以下のとおり定めました。

- 1 議案の審議、審査のほか、独自の政策立案・政策提言に取り組む
- 2 市民への説明責任を果たし、議会活動への市民参加を推進
- 3 市民の多様な意見を的確に把握し、市政・議会活動に反映させる
- 4 公正性と透明性を確保し、積極的に情報を公開、開かれた議会を目指す

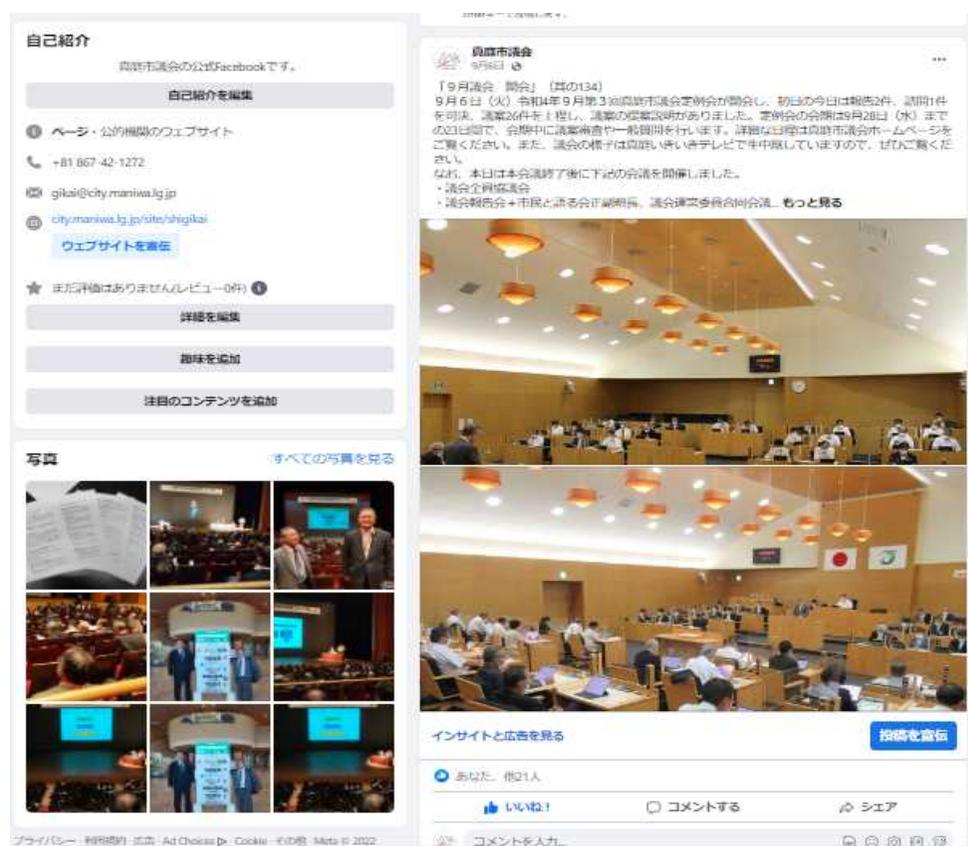
これら活動原則を具現化し推進していくために、平成28年6月に「真庭市議会活性化推進特別委員会」を設置しました。そして、この委員会では、議長を除く全議員が委員となり3つの分科会（政策立案・住民参加・情報公開）に分かれて調査、検討を重ね平成28年12月までに活性化策15項目をまとめ、主たる検討組織は議会運営委員会が担い、真庭市議会議員全員で議会活性化を推進していくこととしました。

そして、平成29年には議会活性化推進検証部会及び議会ICT化推進部会を設置し、より一層の活性化に取り組んできました。

しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済の疲弊、ウクライナ危機による世界的な物流の混乱や急速な円安の進行により、市民生活や地域経済がこれまでにない影響に晒されています。

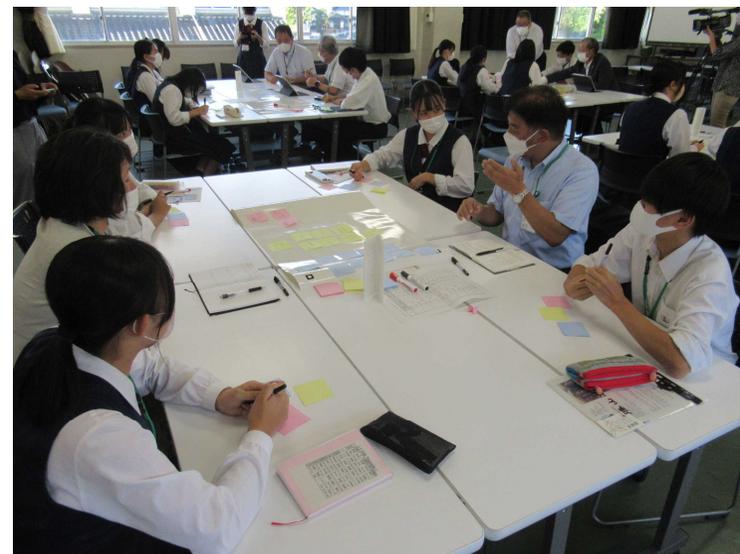
このような社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会の果たす役割は益々重要となっており、議員の資質向上はもとより、積極的に情報の公開につとめ、市民参加を推進するとともに、議会の機能を強化していくことが求められています。

こうした中、令和3年にはこれまで着手していなかった議会活性化策15項目の中間改訂に取り組んだものの、平成28年12月に議会活性化策15項目が策定されてから6年が経過し、そして、社会情勢が急激に変化していることなどを真摯に受け止め、議会活動に反映させる必要に迫られ、新たな議会活性化策を策定しました。

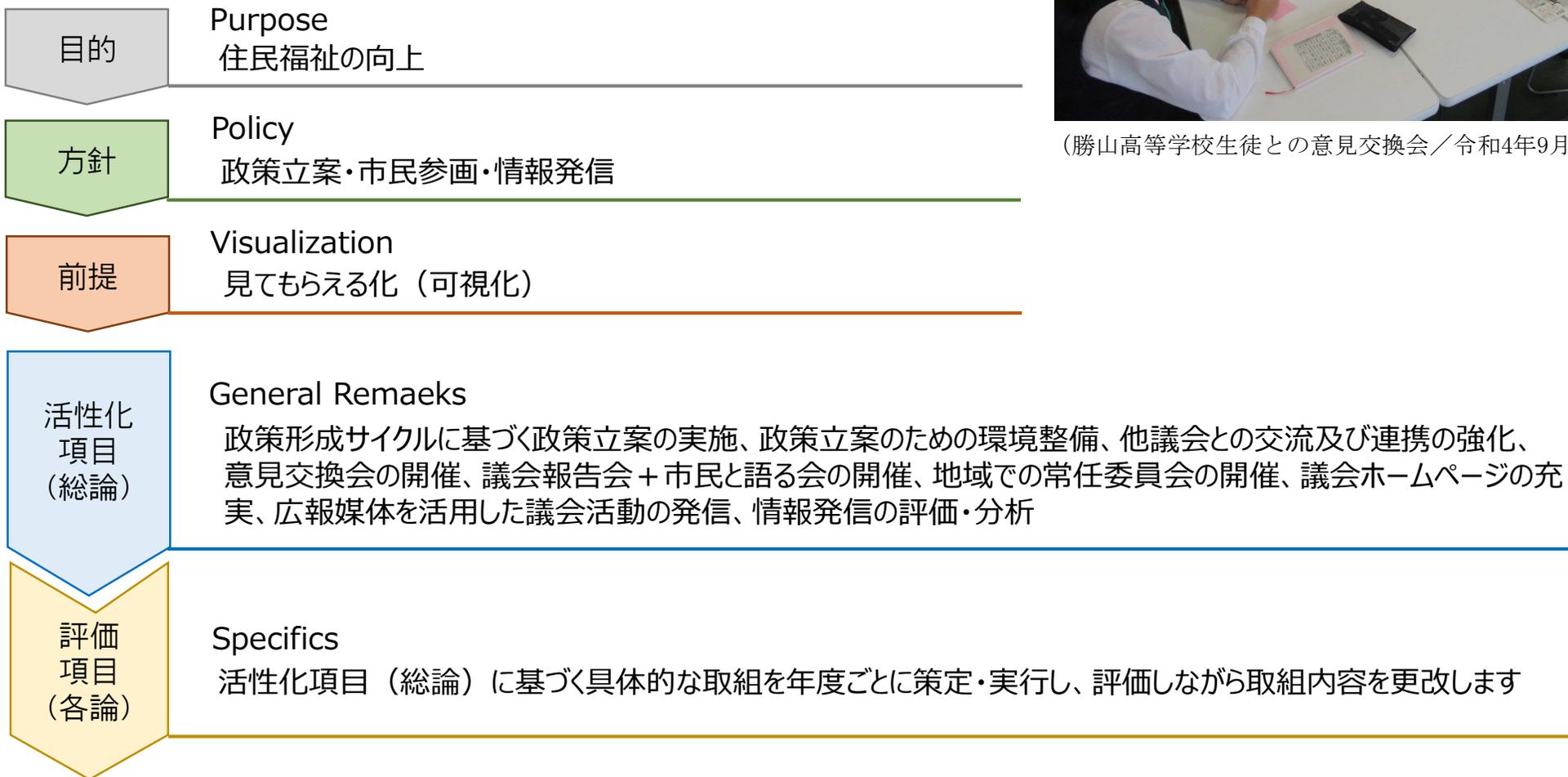


2 定義

議会活性化の目的である「市民福祉の向上」に向け、議会活性化に取り組むことにより明確化する成果と課題、そして今後の改善点を検証するとともに、「真庭市議会基本条例」第2条に規定する議会の活動原則、「真庭市議会活性化11項目」の検証結果及び「議会基本条例アンケート」の集計結果を基に、「政策立案」「市民参画」そして「情報発信」を3本の柱に、市民に見てもらえる議会を目指すべく、さらなる議会改革に取り組みます。



(勝山高等学校生徒との意見交換会／令和4年9月29日)



3 活性化項目・評価項目

1 政策形成サイクルに基づく政策立案の実施

市民意見や要望を政策として市政に反映させることで、住民福祉の向上に直接的につなげる。平成29年4月以降取り組んでいる、政策討論を中心とした政策形成サイクルに基づく政策立案を引き続き実施する。

評価項目 1 各常任委員会は、政策立案に向けたテーマを任期当初に設定し、政策形成サイクルに則り、積極的に取り組む。

評価項目 2 政策を形成する過程において、以下に掲げる点を考慮する。

- (1) 政策の発生源
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等との整合性
- (5) 政策実施に関わる財源

2 政策立案のための環境整備

改選期における新人議員研修、議員の資質向上に資する研修及び政策立案に向けての専門的知見が習得できる研修等の在り方を検討し、計画的に実施する。

評価項目 3 政策立案に向けた議会行事の任期中の計画を策定し、その計画に基づき着実に実行する。

評価項目 4 政策立案を継続的、効果的に進めるため、専門的知識に基づき政策的事項に関し、指導又は助言を行う「議会政策アドバイザー」を選任する。

評価項目 5 政策立案に向けた議員研修を年1回以上開催する。

3 他議会との交流及び連携の強化

他議会と政策及び議会運営等について意見交換を積極的に進める。

評価項目 6 他議会と政策立案及び議会運営等について意見交換を積極的に進めるため、県内外の議会との友好交流協定締結の検討を進める。

評価項目 7 友好交流協定が締結された際には、議会間交流を行事や懇親の場ではなく、お互いの議会改革等の取組を「学びの場」として位置付け、さらなる善政意識の醸成を図る。

市 民 参 画

4 意見交換会の開催

各常任委員会における関係各種団体との専門性の高い意見交換会を開催する。

評価項目 8 各常任委員会は、政策立案に向けて設定したテーマに基づき、意見交換対象団体リストを作成する。

評価項目 9 あわせて、意見交換会の任期中のスケジュールを作成する。

5 議会報告会＋市民と語る会の開催について

市政の課題や市民の意見を聴取、把握し、市政及び議会活動に反映させるため議会報告会＋市民と語る会を開催する。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防対策等に十分配慮する。

評価項目 10 政策立案に向けたテーマについて、市民と意見交換をする。

評価項目 11 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案し、必要であれば、対面以外での方法で開催する。

地域での常任委員会の開催について

市民に開かれた身近な議会とするため、各地域に関係する案件がある場合、委員派遣による常任委員会を開催する。あわせて、積極的に市民とのコミュニケーションを図り、委員会審査の活性化を図る。

評価項目12

市民に議会の役割を一層理解していただくため、議会における審議の中核を担う常任委員会を各地域に関係する案件がある場合、当該地域で開催する。

評価項目13

地域で常任委員会を開催する場合、積極的に市民へ周知し、傍聴者を募る。

情

報

発

信

議会ホームページの充実について

真庭市基本条例に規定する公開の原則に則り、ホームページ等の充実を図る。

評価項目14

議会活動を多くの市民に周知するため、議会ホームページの内容を充実する。

評価項目15

市民の議会に対する理解や関心を深めるため、議会ホームページに用語集や逐条解説等、議会に関する情報を掲載する。

評価項目16

議会広報紙やSNS等で情報発信する際、内容に応じて14や15で掲載した記事のQRコードや外部リンクを添付するなど、議会ホームページで掲載した情報を有効に活用する。

議会(議員)に対する市民の関心を高めるため、議会ホームページ等の広報媒体を積極的に活用し、情報を発信する。

評価項目17 議会ホームページ、SNS、MIT及び議会広報紙等の広報媒体を積極的に活用し、議会活動の情報を広く発信する。

評価項目18 議会ホームページ及びSNSのQRコードや外部リンクを名刺や電子メール等に添付するなど、あらゆる場面で積極的に情報発信する。

評価項目19 定例会(臨時会)の議案等の審議結果や議会活動について、定例会ごとにMIT等の番組を積極的に活用し、広く市民へ周知する。

情報発信の実績を評価・分析し、可視化することで、より効率的で効果的に市民に情報を提供する。

評価項目20 評価・分析し、可視化することで、より効率的で効果的に市民に情報を提供する。

評価項目21 新たな広報媒体の調査研究を進める。

評価項目22 評価項目20及び評価項目21を実施するための組織を設立する。

4 資料

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条―第7条)
 - 第3章 市民と議会の関係(第8条・第9条)
 - 第4章 行政と議会の関係(第10条―第12条の2)
 - 第5章 議会運営(第13条・第14条)
 - 第6章 議会の権能強化(第15条―第19条)
 - 第7章 政務活動費(第20条)
 - 第8章 議員定数、政治倫理(第21条・第22条)
 - 第9章 補則(第23条・第24条)
- 附則

前文

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が一層拡大する中、二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視、そして情報公開で分かりやすい議会をつくるなど、責任ある議会活動が求められており、行政に関わる者として、これらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任は、今後ますます重くなっていく。

このような情勢を受け、真庭市議会においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定める規程を遵守するとともに、積極的な情報公開、議会活動への多様な市民参加の推進、自由討議の推進、行政機関との緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、政治倫理の遵守等について議会運営の基準をより明確にし、厳格に実践することにより議会の責務を果たし、市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上を目指し、豊かな真庭市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び政策提言に取り組むこと。
- (2) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会を目指すこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査及び研修活動を通じて自己の能力及び資質の一層の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(議員相互間の自由討議による合意形成)

第4条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の災害対策に関して、別に真庭市議会災害対策委員会規程(平成23年真庭市議会告示第1号)を定める。

(議会改革の推進)

第6条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、別に議長が定める規程に基づき、市政に関する政策研究提言、調査研究等に取り組み、議会の活性化に寄与するように努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、本議会、常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民の意見を把握するため、必要に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第9条 議会は、広報広聴機能の充実のため、その有する情報を常時公開する。

- 2 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、ケーブルテレビ、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。
- 4 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

第4章 行政と議会の関係 (市長等との関係)

第10条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

(政策討論会)

第12条の2 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に関し、議員相互間の共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

第5章 議会運営

(議会運営)

第13条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(委員会)

第14条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。

3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与することができる。

第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市政の執行に関する監視及び評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 真庭市議会政務活動費交付条例(平成17年真庭市条例第271号)の規定により政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務活動費の収支報告書を公開する。

第8章 議員定数、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民から市政に関する権利を信託された代表であることを自覚し、良心と責任感を持って、識見を養うよう努めなければならない。

2 真庭市議会議員政治倫理条例(平成18年真庭市条例第31号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第31号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

